

# 令和3年度予算編成方針

## 第1 経済状況と国、県の動向

我が国の経済状況は、令和2年9月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」とする一方で、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

こうした状況の下、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）」で、当面の経済財政運営に向けた考え方として、「（新型コロナウイルス感染症の影響による）休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、『新たな日常』の実現に向けた動きを加速する。」としている。さらに、「経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していく。」としている。

また、新潟県においては昨年10月、危機的な状況にある県財政の再建に向け、令和2年度から令和5年度までを期間とする「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、歳出歳入改革の具体的な取組方針を打ち出している。歳出削減の取組に当たっては聖域を設けず、あらゆる分野を対象として見直しを進めることとしており、事務事業や県単独補助金の見直しによっては、本市の予算編成や事業実施に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

## 第2 本市の財政状況と直面する課題

本市においては、人口減少や少子・高齢化という社会構造に対する課題が顕著であり、多様化・高度化する住民ニーズへの確に対応していくため、経常的な一般財源の安定的な確保と財政健全化が大きな課題となっている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による市民税等の減収や、合併算定替から一本算定への移行と令和2年度国勢調査人口の反映による普通交付税の大幅な減額が予想されている。そのため、一時的な基金の繰入だけでは対応できない厳しい状況にあり、歳入確保の取組を積極的に展開したとしても、歳入規模に応じた歳出の縮減が必須となっている。

#### (1) 令和元年度の決算状況

令和元年度決算における本市の財政状況は、財政健全化の指標である「実質公債費比率」や「将来負担比率」は国が定める基準を下回ったものの、平成 30 年度より上昇した。また、人件費をはじめ、扶助費、各種施設に係る維持管理経費などの経常経費の予算総額に占める割合は依然として高く、財政構造の弾力性を判断する指標である「経常収支比率」は、記録的な暖冬少雪による除雪経費の減少等により、平成 30 年度から改善したものの依然として高止まりの状況にある。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の制限等により、企業の経常利益は大幅に落ち込み、製造業の残業時間の減少や求人数の減少から個人所得も落ち込んでおり、法人市民税や個人市民税の減収は必至である。

また、国の補正予算として交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した取組は、徐々に効果が表れてきているものの、依然として出口の見えない状況が続いており、引き続き感染症予防対策や経済対策に取り組んでいく必要がある。

#### (3) 普通交付税の減収

本市の普通交付税は、合併算定替から一本算定へ移行するため平成 28 年度から令和 3 年度にかけて特例措置が段階的に縮小している。令和 2 年度においても令和元年度に比べ、約 2 億 1,000 万円減額されており、一本算定となる令和 3 年度は、さらに 1 億 2,000 万円減額すると見込んでいる。

さらに、本市の人口減少は進んでおり、現在行われている国勢調査では人口がおよそ 57,000 人になると見込まれ、現在、普通交付税の算定基礎数値とされている平成 27 年度人口 62,442 人と比較して、約 5,400 人減少する。人口は、普通交付税最大の算定基礎であることから、令和 3 年度から大幅な減額が想定される。

#### (4) 基金の状況

年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる「財政調整基金」の残高は、令和元年度末現在で約 24 億 3,000 万円となっており、このうち令和 2 年度予算の財源として 9 億円を計上している。

令和元年度においては、暖冬少雪により除雪経費が大幅に減少したため、財政調整基金等により財源不足を補てんする必要はなかったが、令和 3 年度以降迎える普通交付税の減収や、景気低迷による市税の減収などに対する恒久的な財源補てんに耐えうる基金残高とはなっていない。

このような中、「第 2 次村上市総合計画」を初めとした各種計画の理念や目標を踏まえつつ、将来に渡り持続可能な行財政運営を確立すべく、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度を集中期間として、市民と行政が同じ認識の下、抜本的な改革に取り組む必要がある。そのため、全ての歳出項目について聖域なく見直しを行うとともに、新たな財源確保に取り組むなど歳入対策を強化した予算を編成する必要がある。

### 第3 行財政改革の推進

#### 1 補助金等の見直し

##### (1) 各種補助金

補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から事業費補助を原則とし、事業効果や必要性を十分に検証すること。目的達成に向けた成果が表れない補助金は、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めること。また、新規の補助制度を設ける場合は、スクラップアンドビルドによる検討を必ず行うこと。

##### (2) 公共施設

今後の歳入減に対応するためには、市町村合併後引き継いできた施設をすべて維持していくことは非常に困難な状況に陥っており、効果的かつ効率的な施設運営を進めることで、費用の抑制と平準化を図る必要がある。

この度策定された「村上市公共施設個別計画策定のための基本的な考え方」に基づいて、現状分析と課題検証を行い、個別の施設計画の策定や見直しによって施設の方向性が確認されるまでは大規模な修繕等は一旦凍結とし、緊急性があるなど真に必要な修繕以外は行わないこととする。

##### (3) 事務事業全般

法令に定める事業を除き、全ての事業について見直すものとし、今日の社会情勢や住民ニーズに鑑み、これまでの方法にとらわれることなく、歳入に見合った歳出という原点に立ち、費用対効果を踏まえ本市の財政状況に見合う事業となるようゼロベースから再構築すること。

#### 2 歳出経常経費（一般財源）削減の取組の継続

市税や普通交付税の減収に対応するためには、経常的経費の大幅な削減が必須である。削減の取組は単年度で解決するものが少なく、見直しの項目によっては、市民や関係者への説明を要するものもあるが、令和3年度予算編成に反映できなくとも、令和4年度以降の実現に向け、取組を継続していくことが必要である。

#### 3 歳入確保対策の実施

自らの事業の財源は自らで獲得することを念頭に置き、歳入額の多少にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、歳入確保対策に積極的に取り組むこと。

国・県等の補助金はもとより、他団体からの助成金等、事業費の積算に当たっては、最大限、特定財源を活用すること。また、各種使用料・手数料の見直し、公共施設等に係る有料広告収入、未利用地の売却など、前例にとらわれず積極的に検討すること。

## 第4 予算編成の基本方針

- 1 第2次村上市総合計画の基本理念に則った予算配分  
総合計画における目標達成に向け、最小の費用で最大限の効果が発揮できるための予算編成を行うものとする。
- 2 村上市総合戦略の積極的な推進  
人口減少に対応する自立したまちづくりを進めるため、令和2年4月に改定された「村上市総合戦略」の政策理念を達成するため、地方創生に向けた取組を真に必要な事業に重点化し、事業の効率化及び深化を図る。また、地方創生関連交付金やその他の支援制度の積極的な活用を行うものとする。
- 3 村上市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理  
インフラの老朽化が課題となっているが、引き続き「村上市公共施設等総合管理計画」を基軸に『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化を念頭に予算編成するものとする。

## 第5 予算編成の基本的事項

- 1 予算編成の基本的な考え方
  - (1) 予算編成においては、各種関連計画に沿った予算要求を基本としつつ、限りある財源を有効に活用する中で、世代間の公平に配慮しながら将来世代に過度な財政負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要があり、事業の選択と集中による歳出の重点化を図っていく。
  - (2) 予算編成は通年予算とし、年間所要額を適正に見積ること。年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金等の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、または当初予算で見積り不能なもの、もしくは不確定な要素等により保留したもの以外には行わないこととする。
  - (3) 単独事業から補助事業へ振り替えするなど、一般財源の縮減を図ること。なお、国・県の事業見直し等により、補助制度が改正された場合は、市単独事業への振替は行わず、事業の廃止または縮小するものであること。特に県補助事業については、「新潟県行財政改革行動計画」による事業見直し等の動向に注視し、県所管部署からの情報収集に努めること。
  - (4) 事業の繰越は、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、予算要求は、確実に年度内完了できる事業規模とし、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為など所要の措置を講じること。

## 2 予算編成の手法及び予算要求上限額について

### (1) 経常的経費

経常的経費（人件費や公債費等の一部経費を除く。）については、課(局)を単位とする一般財源ベースの予算要求上限額を設定する。

市民ニーズを的確に把握できる各担当課(局)において、課(局)長のリーダーシップの下、単年度にとどまらず中・長期的な視点に立ち、要求上限額の範囲内で効率的かつ効果的な行財政運営が図られるよう調整すること。

なお、要求上限額の設定にあたっては、科目種別ごとの一律の割合による削減方法によらず、個別単位で調整した金額とする。

### (2) 投資的経費

建設事業等の投資的経費については、予算要求上限額を設定しないが、各課(局)で事業を厳選し、緊急性のある最小限の要求とすること。さらに補助事業や優良債等を有効活用し、一般財源の縮減に努めること。

また、要求する事業は、課(局)全体で調整の上、優先順位を設定すること。

### (3) 特別会計（企業会計）繰出金

特別会計（企業会計）については、一般会計繰出金の予算要求上限額を設定するので、一般会計と同様の基準により経費削減の取組を行い、要求上限額の範囲内で調整すること。

特に、企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努め、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。

## 3 予算調整（査定）について

国の地方財政計画や各種制度の見直し等の動向を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出、中・長期的な財政収支を見通しながら、各種財政指標にも配慮しつつ調整を図ることとする。

## 4 予算編成スケジュール

年 月 日	事 項
令和2年10月30日	予算編成方針、各課予算要求上限額等通知
令和2年11月2日	予算編成担当者説明会
令和2年11月24日	予算要求期限（システム入力期限）
令和2年11月24日以降	各課担当者ヒアリング（査定）
令和2年12月中旬	重点施策等ヒアリング
令和3年1月上旬	1次査定額各課通知
令和3年1月中旬	市長・副市長査定
令和3年1月下旬	当初予算書印刷